

大分県報

平成二十八年
第二八二八号
十一月四日

（金曜日）

目次

告示

生活保護法等による介護機関の指定	一
生活保護法等による指定介護機関の名称変更	一
大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出	一
臨時種畜検査の実施	二
森林法による地域森林計画の決定及び縦覧	二
森林法による地域森林計画の変更及び縦覧	二
道路区域の決定	三
道路区域の変更	三
道路の供用開始	三
教育委員会告示	三
平成二十九年大分県公立学校教員採用選考試験特定教科特別選考実施要項	四
平成二十九年大分県立学校理療科教諭採用選考実施要項	六

○告示

大分県告示第五百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）に規定する介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関として、次の介護機関を指定した。

平成二十八年十一月四日

平成二十八年十一月四日

大分県知事 廣 瀬 勝 貞

介護機関の名称	所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日
大分県厚生連訪問看護ステーションつるみ	別府市大字鶴見四三三三	大分県厚生農業協同組合連合会	別府市大字鶴見四三三三	訪問看護、介護予防訪問看護	平一八・四・一

大分県告示第五百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定介護機関からその名称の変更があった旨届出があった。

大分県知事 廣 瀬 勝 貞

介護機関の名称	所在地	変更年月日	
変更前 一燈園老人訪問看護ステーション	変更後 一燈園訪問看護ステーション	別府市石垣東三丁目七二六	平二八・八・一

大分県告示第五百七十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

大分県知事 廣 瀬 勝 貞

届出の概要
1 大規模小売店舗の名称及び所在地 KCA・アクロスプラザ大分駅南 大分市東大道一丁目三番一号

大分県報（告示）

2 届出者の氏名又は名称及び住所
片倉コープアグリ株式会社

代表取締役 野村 豊

東京都千代田区九段北一丁目八番十号

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前 (仮称) アクロスプラザ大分駅南

大分市駅南区画整理事業地十六街区一、二

変更後 KCA・アクロスプラザ大分駅南

大分市東大道一丁目三番一号

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前 株式会社ベスト電器

代表取締役 小野 浩司

福岡県福岡市博多区千代六丁目二番三十三号

ほか未定

変更後 株式会社ベスト電器

代表取締役 小野 浩司

福岡県福岡市博多区千代六丁目二番三十三号

株式会社フードウェイ

代表取締役 後 藤 圭介

福岡県福岡市西区小戸三丁目二十四番五十三号

株式会社マツモトキョシ

代表取締役 成田 一夫

千葉県松戸市新松戸東九番地一

株式会社セリア

代表取締役 河合 映治

岐阜県大垣市外渕二丁目三十八番地

4 変更の年月日

平成二十八年十月二十八日

届出年月日

平成二十八年十月十九日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成二十八年十一月四日から平成二十九年三月六日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成二十九年三月六日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県中部振興局に提出しなければならない。なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第五百七十四号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定により、次のとおり臨時種畜検査を実施する。

平成二十八年十一月四日

大分県知事 広瀬 貞

検査期日	検査場所	家畜の種類
平成二十八年十一月二十九日	竹田市久住町	牛

大分県告示第五百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定に基づき、次の森林計画区について地域森林計画を立てたいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、その関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画書に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十八年十一月四日

大分県知事 広瀬 貞

一 森林計画区

大分中部地域森林計画区（大分市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市及び由布市）

二 縦覧場所

大分県農林水産部林務管理課、中部振興局農山漁村振興部及び豊肥振興局農山村振興部

三 縦覧期間

平成二十八年十一月四日から同月二十八日まで

大分県告示第五百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定に基づき、次の森林計画区について地域森林計画を変更したので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、その関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画書に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十八年十一月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 森林計画区

大分南部地域森林計画区（佐伯市）

大分北部地域森林計画区（別府市、中津市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、姫島村及び日出町）

大分西部地域森林計画区（日田市、九重町及び玖珠町）

二 縦覧場所

大分県農林水産部林務管理課及び関係振興局農山漁村振興部又は農山村振興部

三 縦覧期間

平成二十八年十一月四日から同月二十八日まで

大分県告示第五百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を決定する。

その関係図面は、平成二十八年十一月四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

一般国道二
一、二号

中津市本耶馬溪町跡田字西ノ藪一四二番一から
中津市本耶馬溪町落合字前田六〇一番一まで

敷地の幅員

メートル
八五・四
〽一三・九

延長

メートル
三、五四七・〇

大分県告示第五百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十八年十一月四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

一般国道二
一、二号

中津市耶馬溪町大字大島字葉泉寺一五六番二から
中津市耶馬溪町大字大島字江波六七番二まで

区域変更
前後別

敷地の幅員

メートル
三八・〇
〽一六・〇

延長

メートル
二二八・〇

大分県告示第五百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年十一月四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

供用開始 区間

大分県報（告示）

一般国道二二二号
 中津市耶馬溪町大字大島字葉泉寺一五六番
 二から
 中津市耶馬溪町大字大島字江波六七番二ま
 まで
 平二八・一一・四

○教育委員会告示

大分県教育委員会告示第九号

平成二十九年大分県公立学校教員採用選考試験特定教科特別選考を次の要項により実施する。

平成二十八年十一月四日

大分県教育委員会
 平成二十九年大分県公立学校教員採用選考試験特定教科特別選考実施要項
 大分県教育委員会

1 目的

大分県公立学校教員（高等学校水産（機関））を志望する者について、平成29年度採用に当たっての選考資料とするため、これを実施する。

2 選考対象の志望種、教科・科目及び採用予定者数

志望種	教科・科目	採用予定者数
高等学校教諭	水産（機関）	1人

3 受験資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）に規定する三級海技士（機関）の免状又はこれより上級の免状を現に有し、本資格に基づき実務経験が5年以上（平成28年3月31日現在）ある者
- (2) 水産又は商船の高等学校教諭普通免許状を現に所有している又は平成29年3月31日までに取得見込みの者
 ※ 水産又は商船の高等学校教諭普通免許状を有さない場合は、特別免許状の授与条件を満たす者（注1）
- (3) 昭和33年4月2日以降に生まれた者
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び学校教育法（昭和22年法律第26

- 号）第9条の欠格条項に該当しない者
- (5) 平成29年4月1日の採用に応じられる者
 (注1) 特別免許状について

特別免許状は、都道府県教育委員会が実施する教育職員検定に合格した者に対して授与され、その都道府県内においてのみ効力を有することとなっている。この教育職員検定の実施については、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第4項において、次のように規定されている。

教育職員免許法 第5条第4項
 前項の教育職員検定は、次の各号のいずれにも該当する者について、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。
 (1) 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者
 (2) 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持つている者

大分県教育委員会では、これらの授与条件を満たす者が特定教科特別選考によって合格した場合に、教育職員検定の実施に必要な任命権者としての推薦を行う。ただし、特別免許状を授与することが適切でないとは判断され、特別免許状を授与できない場合は、採用しないものとする。

※ 教育職員検定実施の際に、必要に応じて実績を証明する書類の提出を求めるところがある。

4 出願等手続

(1) 願書受付期間及び提出方法

願書受付期間	び祝日を除く。）
平成28年11月4日（金）	から同年12月12日（月）まで（日曜日、土曜日及

提出方法は、次の①又は②とする。

①持参による場合	・ 4(2)の書類の提出先に持参すること。 ・ 受付時間は、8：30～17：15とする。
②郵送による場合	・ 簡易書留とし、封筒の表に「高等学校教諭水産（機関）願書在中」と朱書きすること。 ・ 平成28年12月12日（月）到着のもの（必着）まで有効とする。

(2) 書類の提出先

大分市府内町3丁目10番1号 大分県庁舎別館7階
 大分県教育庁 教育人事課 採用試験・免許班
 郵便番号 870-8503 電話 (097) 506-5517

(3) 提出書類

提出物	注意事項等
① 願書	・必要事項を記入し、写真を貼付すること。
② 受験票	・必要事項を記入すること。
③ 海技免状の写し	・三級海技士（機関）以上の免状の写しを同封すること。
④ 返信用封筒 2枚 （「受験票送付用」及び「選考結果通知用」）	・82円切手を貼り、住所及び氏名を明記すること（宛名は「〇〇様」とすること。）。 ・封筒の規格は、23.5cm×12cm（長形3号）、糊付封筒とする（両面テープ貼付可）。
⑤ 自己紹介書	・所定のもの（ボールペンで記入すること。）

(注意) ア 必要書類及び記載事項が不備の場合は、受け付けないことがある。

- イ 願書と受験票は切り離さないこと。
- ウ 願書、受験票及び自己紹介書は、大分県教育委員会のホームページ（<http://kyouikuoita-ed.jp/>）からも入手できる。
- エ 受験料は不要である。

(4) 受験票の交付
 平成28年12月16日（金）頃本人宛て発送する。

5 選考

- (1) 期 日
 平成28年12月23日（金）
- (2) 試験場
 大分県庁舎 別館8階 85会議室（大分市府内町3丁目10番1号）
 （注意）受験者による県庁舎駐車場の利用はできない。
- (3) 試験内容及び日程

試験内容	試験内容
面接Ⅰ（15分） ・面接Ⅱ（30分）	専門性に関する口頭試験 人物などについての個人面接
日 程	・受験票送付の際、受験者ごとに日程を通知する。

(4) 携行品 受験票

(5) 選考結果
 選考の結果は、平成29年1月20日（金）午前9時に、大分県庁舎本館1階の県政掲示板（県民室横）に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に文書で通知する。また、合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ（<http://kyouiku.oita-ed.jp/>）にも掲載する。

6 試験の配点

面接Ⅰ 100点
 面接Ⅱ 200点

7 得点等の送付・開示

受験者全員に対して、選考試験の得点を、選考試験の結果の通知とともに送付する（口頭による開示（簡易開示）は行わない。）。

8 合格者の行う手続

合格者は、指定する日までに採用のための必要書類を提出すること。詳細は、合格者に対して通知する。

9 採用及び給与

(1) 合格者は、平成29年4月1日付けで採用する。

※ 合格者のうち日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師として採用する。

(2) 選考試験の合格者であっても、次の①から③までのいずれかに該当する場合は採用しない。

- ① 受験資格がないことが判明した場合
- ② 大分県教育関係職員健康診断審議会の審議の結果、「就労不可」と判断された場合
- ③ 水産又は船舶の高等学校教諭普通免許状を有しない者が、教育職員検定の審査結果において、特別免許状を授与することが適切でないと判断され、特別免許状を授与できない場合

(3) 願書等の記載事項に虚偽があった場合や、県職員としてふさわしくない非違行為があった場合は、合格を取り消すことがある。

(4) 採用時の給料は、職員の給与に関する条例（昭和32年大分県条例第39号）等の規定に基づき決定する。その他扶養手当、住居手当、通勤手当及び期末・勤勉手当等の諸手当を、それぞれの支給要件に応じて支給する。
 なお、採用前の職歴を有する者は、条件に応じて加算される。

10 その他

携帯電話は試験場内では電源を切り、かばん等に入れておくこと。

大分県教育委員会告示第十号

平成二十九年大分県立学校理療科教諭採用選考を次の要項により実施する。

平成二十八年十一月四日

大分県教育委員会

平成29年度大分県立学校理療科教諭採用選考実施要項

大分県教育委員会

1 目的

大分県立学校理療科教諭を志望する者について、平成29年度採用に当たつての選考資料とするため実施する。

2 選考対象の職種、採用予定者数及び職務内容

職 種	採用予定者数	職務内容
理療科教諭	1人	大分県立盲学校に勤務し、生徒の理療教育に従事する。

3 受験資格

次の(1)から(3)までの要件を全て満たす者に限る。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条の欠格条項に該当しない者
- (2) 盲学校特殊教科教諭（理療）普通免許状を現に有している者又は特別支援学校自立教科教諭（理療）普通免許状を現に有している者若しくは平成29年3月31日までに取得見込みの者
- (3) 昭和41年4月2日以降に生まれた者
合格者のうち日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師として採用する。

（参考）

地方公務員法（抜粋）

（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(4) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

(5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校教育法（抜粋）

〔校長・教員の欠格事由〕

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員とすることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (3) 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- (4) 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 出願等手続

(1) 願書受付期間及び提出方法等

願書受付期間	び祝日を除く。）
平成28年11月4日（金）	から同年12月5日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

提出方法は、次の①又は②とする。①、②とも提出書類を封筒に入れ、封筒の表に「理療科教諭受験願書在中」と朱書きすること。

①持参による場合	・ 4(2)の書類の提出先に持参すること。 ・ 受付時間は、8：30～17：15とする。
②郵送による場合	・ 簡易書留とする。 ・ 平成28年12月5日（月）の消印のあるものまで有効とする。

(2) 書類の提出先

大分市府内町3丁目10番1号

大分県教育庁 教育人事課 採用試験・免許班 (大分県庁舎別館7階)

郵便番号 870-8503 電話 (097) 506-5517

(3) 提出書類

提出物	注意事項等
① 願書	・必要事項を記入し、写真を貼付すること。
② 受験票	・必要事項を記入すること。
③ 返信用封筒2枚 (受験票送付用、試験結果通知用)	・92円切手を貼り、住所及び氏名を明記すること。 ・封筒の規格は、23.5cm×12cm (長形3号) とする。
④ 盲学校特殊教科教諭 (理療) 普通免許状又は特別支援学校自立教科教諭 (理療) 普通免許状の写し若しくは教員免許状取得見込証明書	
⑤ 自己紹介書	・所定のもの (ボールペンで記入すること。)

(注意) ア 必要書類及び記載事項が不備の場合は、受け付けないことがある。

イ 願書と受験票は切り離さないこと。

ウ 願書、受験票及び自己紹介書は、大分県教育委員会のホームページ (<http://kyouikuoia-ed.jp/>) から入手できる。

エ 願書等は自書によるものを原則とするが、自書が困難な者は代筆によるものも可とする。

オ 受験料は不要である。

(4) 受験票の交付

平成28年12月9日 (金) 頃本人宛て発送する。

(注意) 平成28年12月14日 (水) を過ぎても受験票が届かない場合は、4(2)の書類の提出先まで連絡すること。

5 選考試験

(1) 日 時

平成28年12月18日 (日)

時間は、受験票送付時に通知する。

(2) 試験場

大分県庁舎別館8階84会議室 (大分市府内町3丁目10番1号)

(注意) 受験者による県庁舎駐車場の利用はできない。

(3) 選考試験の内容

試験	内容等
面接 I	・職務に関する口頭試問
面接 II	・人物及び適格性についての個人面接

(4) 携行品

受験票

(5) 選考試験の結果

選考試験の結果は、平成28年12月26日 (月) 午前9時に、大分県庁舎本館1階の県政掲示板 (県民室横) に合格者の受験番号を掲示するとともに、別途受験者全員宛て文書で通知する。

また、合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ (<http://kyouikuoia-ed.jp/>) にも掲載する。

6 選考試験の配点 (150点満点)

試験	面接 I	面接 II
配点	50点	100点

7 得点等の送付・開示

受験者全員に対して、選考試験の得点を、選考試験の結果の通知とともに送付する (口頭による開示 (簡易開示) は行わない。)

8 採用

(1) 選考試験の合格者は、平成29年4月1日付けで採用するものとする。

(2) 合格者は、指定する日までに指定書類を提出すること。詳細は、合格者に対して通知する。

(3) 選考試験の合格者であっても、特別支援学校自立教科教諭 (理療) 普通免許状を取得見込みの者が、平成29年3月31日までに当該免許状を取得できない場合は、採用しない。

(4) 願書等の記載事項に虚偽があった場合や、理療科教諭としてふさわしくない非遵行為

があった場合は、合格を取り消すことがある。

9 その他

- (1) 身体に障がい等があり、試験場において配慮を必要とする受験者は、願書の「受験上の配慮」欄にその旨を記入すること。
- (2) 発熱、咳などインフルエンザ様症状がある場合は、医療機関で受診し、医師の指示に従うこと。